

公共事業の事後評価書

(水源林造成事業等の期中の評価)

平成 1 5 年 1 2 月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

事業採択後5年を経過した時点で継続中である事業実施地区等について、5年ごとに事後評価（期中の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施箇所数
機 構 事 業	水源林造成事業	4 8
	大規模林業圏開発林道事業	5
計		5 3

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、林野庁が平成15年4月から15年12月にかけて実施した。
評価担当部局は、一覧表（[別添1](#)）に示すとおりである。

3 評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点から評価を行った。その際、事業の進捗状況や森林・林業情勢、山村の状況その他の社会経済情勢の変化等に照らして当該事業の内容について点検し総合的な評価を行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、「林野公共事業の事業評価実施要領」に基づき、森林・林業情勢、山村の状況その他の社会情勢の変化等の項目を点検し、事業の方針を決定した。
結果については、地区別評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。

5 学識経験を有する者の意見の活用に関する事項

林野庁において、学識経験者で構成する第三者委員会を設け専門的見地から意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。

同委員会での意見の概要は以下のとおりであった。

1 水源林造成事業

植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、造林地の生育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。

ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、単層林施業を止め侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。

2 大規模林業圏開発林道事業

森林の有する多面的機能の発揮、林業・林産業の活動の見通し、地域振興への貢献度等を総合的に判断した結果、事業を継続することが適当であると考ええる。

ただし、一部の着工中区間については終点の位置を変更し、既設の町道を活用して延長を短縮するとともに、地形が特に急峻な箇所等においては幅員を7mから5mに縮小することにより、事業費の縮減及び地形の改変の縮小を図ることが適当であると考ええる。

なお、稀少猛禽類の生息、ナキウサギの生息の可能性が認められる区間については調査を継続的に実施し環境保全に配慮して事業を実施することが適当であると考ええる。

また、委員構成は、[別添3](#)のとおりである。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価実施実施地区毎に「期中の評価個表」を作成し、インターネット等で公表することとしている。

評価に用いたデータ等については、農林水産省情報公開窓口において閲覧することとしている。

7 評価の結果

評価を実施したところ事業の必要性、効率性、有効性は認められ、概ね継続すべきとの結果となったが一部地区においては計画変更のうえ継続との結果であった。

各事業地区ごとの評価結果は、地区別評価結果（[別添2](#)）に示すとおりである。